

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、海田町から、広島圏都市計画道路三・五・八四七号畝曾田線、三・五・八四八号新開蟹原線、三・四・八四五号海田駅前線、二・三・四号市頭西谷線及び三・四・八五一号新町上市線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

令和元年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦